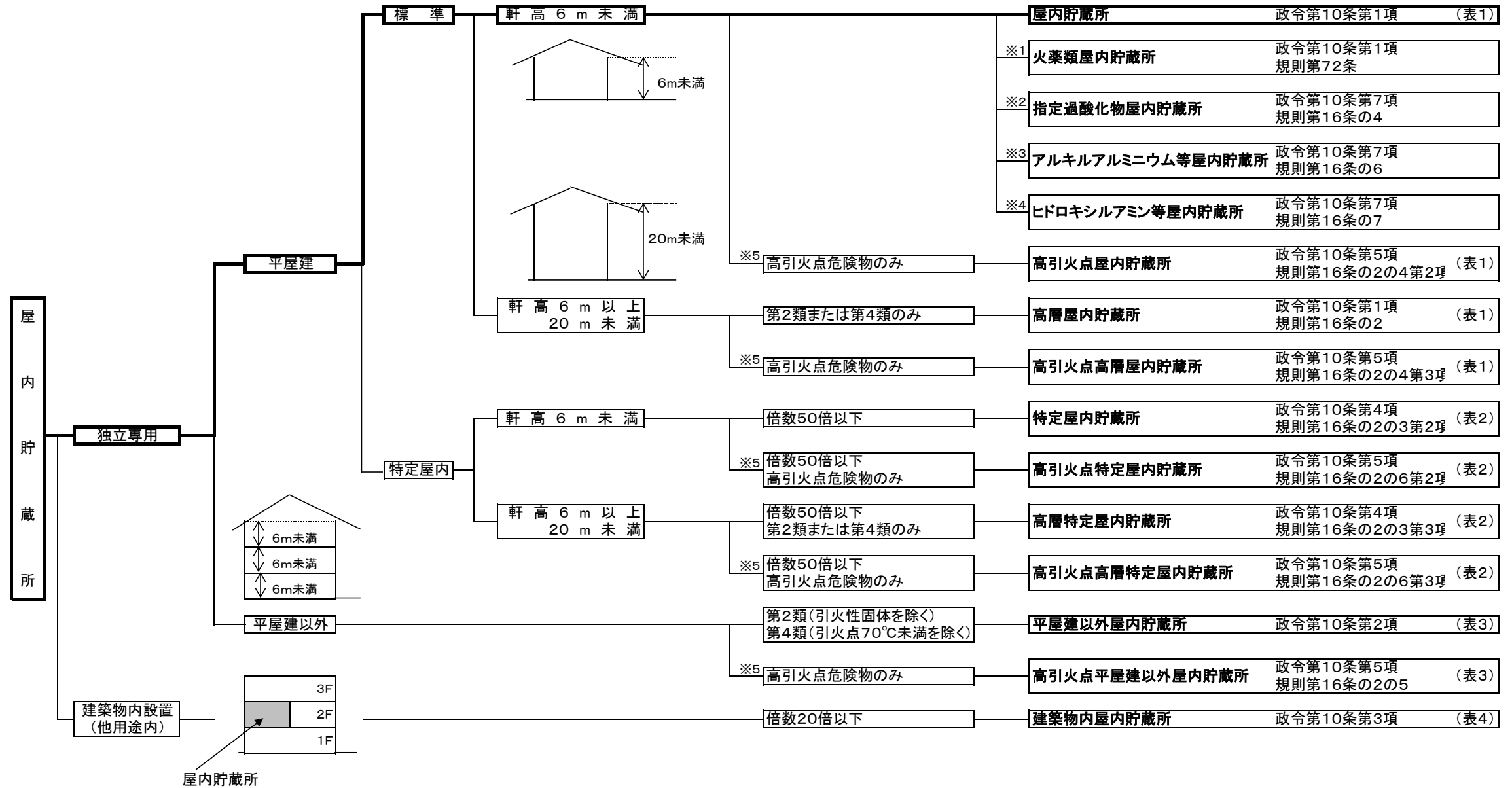


# 屋内貯蔵所の区分表



- (注) 1. ※1火薬類とは、規則第72条第1項に規定する危険物をいう。  
 2. ※2指定過酸化物とは、規則第16条の3に規定する危険物をいう。  
 3. ※3アルキルアルミニウム等とは、第3類の危険物のうちアルキルアルミニウム若しくはアルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するものをいう。  
 4. ※4ヒドロキシルアミン等とは、第5類の危険物のうちヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有するものをいう。  
 5. ※5高引火点危険物とは、引火点100°C以上の第4類の危険物をいう。  
 6. 太線によるフローは、屋内貯蔵所の標準を示す。  
 7. (表1)、(表2)、(表3)、(表4)は、次ページからの一覧表を示す。